

大規模事業評価調書

【資料3-3】

事業名・場所	堀江小学校分校等校舎整備事業 大阪市西区北堀江4-7																											
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課（連絡先 06-6208-9092）																											
事業目的	<p>【事業目的】 堀江小学校の児童急増対策として、再編後の西高校跡地において速やかに分校等を設置し、児童・生徒（以下児童等）の教育環境の確保を図るものである。</p> <p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通学区域の状況 本市では住所地による通学区域を設定し、それに基づき通学する学校が指定されている。堀江小学校区については、住所地による通学区域に基づき、堀江小学校への通学が指定されている。 ○児童数の状況 近年、人口の都心回帰により、北区・中央区・西区などの市内中心部において、児童が急増している。平成26年度の児童数と比較した際、大阪市全体の増減率が+0.9%であるのに対し、北区が+21.5%、中央区が+32.3%、西区が+29.6%と、中心部の人口増加は明らかであり、これらの地域において、小・中学校の教室不足に伴う受け入れに必要な対策が急務となっている。 ○急増地域の状況と課題 急増する地域の学校においては、児童等の受け入れに必要な教室等に不足が生じるとともに「過大規模化」や「施設狭隘」といった教育環境上の課題が生じている。本市では、「大阪市学校適正配置審議会答申」において、学校の適正規模を「12学級から24学級」としており、これに基づいて学校の適正配置の取り組みが進められている。また、文部科学省では「公立小・中学校の適正規模等に関する手引」等において、31学級以上の学校を「過大規模校」としており、特別教室等の利用にあたって授業の割当てや調整が難しくなる場合があるなどの課題を示すとともに、速やかな解消を促している。 なお、「施設狭隘」とは児童等の受け入れに必要な教室等の不足や運動場面積が不足することである。 ○これまでの対応経過（従来推計による分析） この間、校区内に在住している0歳～5歳の就学前児童数を基本に、0歳が就学する6年先まで推計し、教室不足数等の対応を図ってきた（従来推計）。従来推計により教室不足が見込まれる場合の対応策として、不足が一時的と見込まれる場合などは、会議室等を暫定的に普通教室として転用することで対応するとともに、転用を行ったとしてもなお不足が見込まれる場合については、運動場等への「校舎増築工事」を実施してきたところである。 しかしながら、堀江小学校については、上記推計において児童数の増加が見込まれたため、当面の間の入学者の受け入れ対策として、教室改造工事及び増築工事により対応することとしたが、現在の中心区の児童急増状況からみると、6年後以降も児童数は増加する見込みとなっていることから、中長期的な児童数の推移を踏まえて過大規模化の解消に向けた効果的な対応策を検討する必要があるという結論に至った。 ○急増地域における抜本的な対策について 上記のような状況のなか、平成29年度より児童が急増している地域において、児童等の教育環境を考慮した効果的な対応策を検討するため、2017（平成29）年5月に、市長をトップに、教育長や教育委員、現職校長といった教育の専門家及び区長、関係市長部局も参画した、「市内中心部児童急増対策プロジェクトチーム」（以下、「急増PT」）を立ち上げ、全庁的に検討を行い、個々の状況に応じた抜本的な対策を検討してきた。 検討方法として、児童が急増している市内中心部では、今後も大規模集合住宅等の開発余地が見込まれるため、短期的な対策ではなく、中長期的な児童数の推移を踏まえた対応策の検討が必要であると判断し、6年間ではなく、2040年までの20年間の中長期的な児童数の推計を作成し、過大規模化が懸念される学校における個々の対応方針を検討した。 上記の結果、なかでも堀江小学校は、現状過大規模化が続いているため、当面の入学予定者の受け入れのため、校舎増築等により対応するものの、2027（R9）年までには教室不足が見込まれ、以降も40学級以上の規模で推移する見込みとなっていることから、過大規模化の速やかな解消を図るために、再編後の西高校跡地において速やかに分校等を設置する方針が示された。 																											
	<p>【上位計画等における位置付け】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名等</th> <th>策定期限</th> <th>位置付け</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>【特別職による意思決定事項等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会議名等</th> <th>決定年月日</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪市内中心部児童急増PT会議</td> <td>平成30年3月29日</td> <td>再編後の西高校跡地へ堀江小学校分校等を設置する方向性について確認</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>		計画名等	策定期限	位置付け													会議名等	決定年月日	内容	大阪市内中心部児童急増PT会議	平成30年3月29日	再編後の西高校跡地へ堀江小学校分校等を設置する方向性について確認					
計画名等	策定期限	位置付け																										
会議名等	決定年月日	内容																										
大阪市内中心部児童急増PT会議	平成30年3月29日	再編後の西高校跡地へ堀江小学校分校等を設置する方向性について確認																										

事業内容	児童急増により教室不足及び過大規模化が見込まれている堀江小学校の児童急増対策として、再編後の西高校跡地（堀江小学校の通学区域）を活用して、分校等を設置するための校舎等整備工事を行う																
事業実施体制	設置・運営主体：大阪市教育委員会																
事業規模	<p>【事業規模】</p> <p>総学級数：24学級（4学級×6学年）</p> <p>ただし、当初整備計画では3教室分はピロティとして整備し、今後の児童数の増加に合わせて、順次ピロティを普通教室へ改造する計画とすることで施設の有効活用を図る</p> <p>敷地面積：約3,400m² 建築面積：約1,600m² 延床面積：約11,900m²</p> <p>整備内容：鉄筋コンクリート造、運動場（地上・屋上）、体育館プール、ピロティ、普通教室、特別教室、職員室、給食室、エレベータほか</p> <p>【事業費等】</p> <table> <tbody> <tr> <td>[全体事業費]</td> <td>4,034百万円</td> </tr> <tr> <td>(事業費内訳)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・設計費等</td> <td>344百万円</td> </tr> <tr> <td>・工事費</td> <td>3,690百万円</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> <table> <thead> <tr> <th colspan="2">(財源内訳)</th> </tr> <tr> <td>国 費</td> <td>760百万円</td> </tr> <tr> <td>起 債</td> <td>2,421百万円</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>853百万円</td> </tr> </thead></table> </div> <p>【維持管理費】 31百万円／年</p>	[全体事業費]	4,034百万円	(事業費内訳)		・設計費等	344百万円	・工事費	3,690百万円	(財源内訳)		国 費	760百万円	起 債	2,421百万円	一般財源	853百万円
[全体事業費]	4,034百万円																
(事業費内訳)																	
・設計費等	344百万円																
・工事費	3,690百万円																
(財源内訳)																	
国 費	760百万円																
起 債	2,421百万円																
一般財源	853百万円																
事業スケジュール	<p>令和元（2019）年度・・・基本設計 令和2（2020）年度・・・実施設計 令和3（2021）年度・・・入札（WTO案件）、（市会の議決を経て）工事請負契約締結 令和4（2022）年度・・・校舎建設工事① 令和5（2023）年度・・・校舎建設工事② 年度末竣工予定</p>																
(1) 事業の必要性	<p>○他の急増対策の検討状況</p> <p>他の急増対策として、校舎増築及び通学区域の調整が挙げられるが、現校地での校舎増築について、31学級以上の過大規模化となっていること及び施設狭隘のため、これ以上の増築は不可である。通学区域の調整について、周辺校においても、児童急増により、過大規模化や、教室不足に伴う校舎増築等の受け入れに必要な対策を行っており、他の周辺校も児童急増に伴って、これ以上の受け入れは困難である。また、通学区域の調整や変更には多大な時間を要することから、時間的にも困難であり、周辺の中学校においても同様の状況である。よって、高校再編後の跡地（西高校）を活用した分校等設置が必要である。</p> <p>○分校等設置に係る調整経過</p> <p>平成30年度に実施された西区役所における住民説明会（西区ラウンドテーブル）での議論において、地域の学校として、「堀江小学校」校下であることに強い愛着があることなどから、分離新設校ではなく、あみだ筋を境とした堀江小学校の分校設置の方向で検討してほしいとの意見が出されている。</p> <p>また、堀江小学校及び日吉小学校については、今後児童数が1,000人を超えることが見込まれ、両小学校の進学先がいずれも「堀江中学校」となるため堀江中学校についても、再編後の西高校跡地へ移転予定である。</p>																
(2) 事業効果の妥当性	今回の堀江小学校分校等の設置により、堀江小学校の過大規模化・施設狭隘化といった教育上の課題が改善されることとなる。																
(3) 事業費等の妥当性	<p>○施設規模の妥当性</p> <p>西高校跡地の敷地面積については、約3,400m²と非常に狭隘なことから、可能な限り校舎を高層化するとともに体育館やプールも校舎内に整備することで、敷地内にできるだけ広い運動場を確保するなど教育環境を考慮した計画となるよう検討している。また教室数等の規模についても他の小学校と同様の施設整備基準を基本として整備を行うこととしている。</p> <p>運動場については、学校設置基準に基づく必要面積を確保するため、現状想定している屋外運動場の面積を考慮してもなお不足する分については、屋内運動場を整備するなど、今後の様々な工夫により必要面積を確保することとしている。</p> <p>○事業費の妥当性</p> <p>整備単価についても、全国の同構造の教育施設の平均単価と比較すると、おおよそ同程度といえることから、妥当である。工事費については、今後の設計により、精査する予定である。</p>																

(4) 事業の継続性	<p>中長期的な児童数推計において、堀江小学校においては少なくとも2040年度までは40学級以上の規模で推移することが見込まれているため、現在の児童推計上、現状において、事業継続性が認められる。</p> <p>なお、将来において人口減少による児童数の減少が生じた場合は、現在の校舎の建て替え時期等にあわせて必要な規模に最適化を図るなど分校の受け入れ可能な人数も含めて整理していくこととする。</p>
(5) 安全・環境への影響と対策	<p>〔文部省〕</p> <p>現状、所在地周辺の児童は同じ校区内とはいうものの、新設分校としてあらたな小学生の通学経路が生じるため、区役所や地域とも連携・協力のもと、安全な通学経路（通学路）の設定等について、今後、十分に調整を図っていく。また校舎の工事期間中においても、関係法令を踏まえて、安全対策に万全を期する。<u>また、校舎が高層となった場合の安全面については、設計上の工夫はもとより、落下防止手すりの設置や、屋上フェンスの設置など、他都市の事例も踏まえ、安全面に十分配慮した構造となるよう検討する。</u></p> <p>〔環境〕</p> <p>校舎の照明については、全てLED照明とすることで自然環境に配慮していく。</p>
(6) PPP/PFI手法等、事業の整備・運営手法の検討状況	<p>現状の小中学校整備に係る設計については、学校運営上必要となる教室規模等を踏まえた設計図書を大阪市が作成しており、現行それを組み合わせることにより設計している（標準設計）。</p> <p>標準設計は、学習指導要領に基づいた教育環境を実践するため、文科省の通達等に基づき、必要に応じて見直しを行っている。</p> <p>＜各工程での課題＞</p> <p>○設計・建設</p> <p>本事業をBT方式によるPFI手法を採用した場合、設計・建設・維持管理までを一括発注することによるコスト削減効果の可能性はあるものの、学校整備に係る標準設計を基に行っているため、PFI事業者の創意工夫によるメリットは限定的である。</p> <p>○運営</p> <p>公立小学校の設置・管理は「学校教育法」、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により市町村等の教育委員会が行うこととなっているため、運営部分についてはPFI事業者の業務とすることはできない。</p> <p>○維持管理</p> <p>現状、小学校の維持管理に必要な業務については、複数校まとめて発注することにより、すでにコスト削減が図られているため、1校のみを委託するメリットは限定的である。</p> <p>＜財源面での課題＞</p> <p>学校整備にあたっては、国からの交付金等を活用して整備を行っており、国からの交付金が不採択となった場合、財政的にPFI事業を継続することが困難になる可能性がある。</p> <p>＜スケジュール面での課題＞</p> <p>平成29年度に急増PTを立ち上げ、平成30年3月26日の第3回会議の中で、実施検討の方針が示され、今年度に基本設計を実施しているところである。今後の教室不足を考慮すると、2024年度までの開校が必要である。</p> <p>PPP/PFI方式を採用した場合、実施方針の検討など事前準備に数年かかることから工事等の必要期間から考えて、2024年度開校というスケジュールをさらに遅らせることになる。</p> <p>上記より、PPP/PFI事業の導入を不採用とするものの、設計業務において選定する民間業者の提案を積極的に取り入れるなど、民間業者のノウハウの活用を引き続き検討していく。</p>